

ID: 575

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等の認定取消し		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の8第6項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】</p> <p>法第86条の8第5項及び第6項の規定による。</p> <p>(既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第86条の8</p> <p>5 特定行政庁は、認定建築主が第1項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 特定行政庁は、認定建築主が前項の命令に違反したときは、第1項又は第3項の認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 25 日